

学生会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人新潟県作業療法士会（以下「この法人」という）定款第5条に基づき、学生会員についての必要事項を定めることを目的とする。

(学生会員)

第2条 学生会員は、この法人の事業に賛同して入会を希望した新潟県内の作業療法士養成校に学籍がある学生であって、理事会の承認を得た者。ただし大学院に学籍がある者は除く。

(入会)

第3条 定款第6条に定められた手続きを経たものが、この法人の学生会員となることができる。

(入会期間)

第4条 学生会員として入会后、養成校在学中は学生会員としての権利・特典が継続され、1年ごとの更新は自動更新とする。
2 養成校を休学している期間も、学生会員としてみなされる。

(学生会員の会費)

第5条 学生会員の会費は無料とする。

(学生会員の権利)

第6条 社員総会での議決権は持たないが、傍聴参加は可能とする。
2 役員選挙権および被選挙権は持たない。

(学生会員の特典)

第7条 学生会員は以下の特典を受けることができる。
(1) この法人が主催する、学生参加が認められている研修会への参加。
(2) この法人の公式 LINE への登録。
(3) この法人のホームページの「会員専用ページ」の閲覧。
(4) 養成校卒業後この法人に正会員として入会する場合、初年度の年会費が半額。ただし、卒業予定年度の前々年度末までに入会し、2年以上入会期間がある学生会員を対象とする。

(退会)

第8条 学生会員は、定款第8条に定められた手続きを経ることで、任意で退会することができる。
2 養成校の卒業予定年度末には、自動退会となる。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、理事会の決議によらなければならない。

附 則

1. この規程は、令和6年6月16日から施行する。